11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

男女共同参画

問企画空港課企画政策班　☎84-1279

毎年、11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

配偶者等への暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

町では、この運動を広く知ってもらうため、11月29日（日）まで、図書館で企画展を実施しています。

この運動をきっかけに、女性に対する暴力の予防と根絶に向けた社会づくりを進めましょう。





11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

問児童相談所全国共通ダイヤル　☎189（イチハヤク）
東上総児童相談所　☎0475-27-1733
健康こども課こども班　☎82-3400

令和8年度標語

189（いちはやく）　気づいた　あなたに　できること

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や健康こども課へ連絡してください。
子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

●子どものこんなサインを見落としていませんか？
①不自然な傷や打撲のあとがある
②着衣や髪の毛がいつも汚れている
③表情が乏しい
④おどおどしている
⑤落ち着きがなく、乱暴になる
⑥親を避けようとする
⑦夜遅くまで一人で遊んでいる

●子どもを虐待から守るための5箇条
①おかしいと思ったら迷わず連絡（通告）
②しつけのつもりは言い訳
③ひとりで悩みを抱え込まない
④親の立場より子どもの立場
⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

第78回人権週間　12月4日（金）～10日（木）

問千葉地方法務局匝瑳支局　☎72-0334

12月10日は、国連で世界人権宣言が採択された「人権デー」です。

◎あなたの人権は守られていますか。
◎他人の人権を侵していませんか。

この機会に、人権について考えましょう。
人権問題に関すること、困りごとや心配ごと、子どものいじめの問題などの悩みごとがありましたら、人権擁護委員や法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

